

(第2条関係)

# SDGsぐんまビジネスプラクティス ロゴマーク使用に関するガイドライン

【令和5年12月6日改定】

# ロゴ仕様

本ロゴマークは、群馬県が実施する「SDGsぐんまビジネスプラクティス」事業を象徴するデザインとして創作されたものです。

通常ロゴ

**SDGs GUNMA  
BUSINESS  
PRACTICE**

SDGsぐんま ビジネスプラクティス



縦型ロゴ



※原則、通常ロゴを使用してください。名刺等スペースが極めて限定され  
通常ロゴが使用できない物件に対してのみ縦型ロゴも使用可能です。

# 使用ルール

- ・ ロゴマークを使用することができるるのは、以下のいずれかに該当する者のみです。
  - ① 自らの取組が「SDGsぐんまビジネスプラクティス」として選定された企業・団体等
  - ② 群馬県内市町村
  - ③ 報道機関（報道の目的で使用するときに限る。）
  - ④ その他県が認めた者
- ・ ロゴマークを使用することができるのは、以下のいずれかに該当する場合のみです。
  - ① 自らの取組が「SDGsぐんまビジネスプラクティス」として選定された事実を広報する場合
  - ② 自らのSDGsに関する活動を広報する場合
  - ③ 広くSDGsを普及啓発する場合
  - ④ その他県が必要と認めた場合

**(使用イメージ)** 名刺・社員証、企業案内・パンフレット、HP、広報誌、プレスリリース・メディア掲載記事、SDGs推進のために実施するイベント・行事のチラシ 等

# 使用ルール

- ・商品、景品若しくはサービス等又はそれらの広告宣伝等に使用することはできません。
- ・使用にあたっては「SDGsぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾申請書」を提出し、群馬県知事の承認を得る必要があります。
- ・ロゴマークは、群馬県の登録商標であり、一切の権利は群馬県に帰属します。
- ・許諾を受けた内容を変更する場合(使用期間の変更、使用物件の追加・削除など)は、様式第3号「SDGsぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾変更申請書」を提出し、群馬県知事の許諾を得る必要があります。
- ・ロゴマークの使用許諾期間は原則として許諾の日から起算して1年以内です。
- ・1年を超える使用希望期間の場合は、許諾の日から起算して1年以内に様式第3号により許諾された使用期間より前に使用を終了する変更又はロゴマークの使用を中止する場合を除き、使用許諾期間は1年間自動更新され、以降も同様とします。
- ・ロゴマークの使用期間の自動更新は、最長で2030年12月31日までです。

# 使用ルール

- ロゴマークのデザインは一切変更せずに使用してください。（以下、禁止例。）



縦横比を変更する



一部を切り取る  
(図柄だけの使用)



一部を切り取る  
(文字だけの使用)



ロゴマークにイラストや  
会社のロゴを重ねる



文字の書体や色を変更する

# 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 産業政策課 産業戦略室 新事業推進係

TEL : 027-898-2794

E-mail : sangyo[a]pref.gunma.lg.jp

※[a]を@に変換して送付してください。